

大阪府建設工事指名競争入札参加資格審査における等級区分等の一部改正について

平成17年11月

平成18年度大阪府建設工事指名競争入札参加資格審査における等級区分等について、次のとおり一部改正を行います。

- 1 等級区分評点の改正
各等級における等級区分評点を、それぞれ5点づつ引き下げます。
- 2 ISO点の追加
ISO9001又はISO14001の認証を取得している者にISO点を加算します。(4～12点)
- 3 実施時期
平成18年4月1日から（平成18年度の格付けから適用）

■工事種別の等級区分及び工事金額（大阪府）

工事種別	等級	等級区分評点		工事金額
		変更前(17年度)	変更後(18年度)	
土木一式 工事	AA	1415以上	1410以上	13億5000万円以上
	A	1185 ～ 1414	1180 ～ 1409	3億5000万円以上 13億5000万円未満
	B1	1045 ～ 1184	1040 ～ 1179	1億8000万円以上 3億5000万円未満
	B2	885 ～ 1044	880 ～ 1039	9000万円以上 1億8000万円未満
	C	795 ～ 884	790 ～ 879	9000万円未満
	D	794以下	789以下	2000万円未満
建築一式 工事	AA	1375以上	1370以上	8億円以上
	A	1125 ～ 1374	1120 ～ 1369	6億円以上 12億円未満
	B1	965 ～ 1124	960 ～ 1119	3億5000万円以上 6億円未満
	B2	885 ～ 964	880 ～ 959	1億8000万円以上 3億5000万円未満
	C	805 ～ 884	800 ～ 879	5000万円以上 1億8000万円未満
	D	804以下	799以下	5000万円未満
電気工事 管 工事	A	1075以上	1070以上	2億円以上
	B1	935 ～ 1074	930 ～ 1069	1億円以上 2億円未満
	B2	845 ～ 934	840 ～ 929	5000万円以上 1億円未満
	C	795 ～ 844	790 ～ 839	2000万円以上 5000万円未満
	D	794以下	789以下	2000万円未満
舗装工事	A	965以上	960以上	1600万円以上
	B	875 ～ 964	870 ～ 959	1000万円以上 3000万円未満
	C	874以下	869以下	1600万円未満

注) 等級区分評点 = 経営事項審査点数(P点) + 地元点(100点) + 福祉点(8点) + ISO点(4～12点)

〔改正理由〕

- 等級区分評点の改正
公共工事発注の減少等の影響により、経営事項審査点数(P点)が低下する傾向にあることから、建設業者の受注機会の確保を図るため、等級区分評点を引下げる。
- ISO点の追加
工事における品質確保、環境問題への対応に関する企業の主体的な取り組みを促進するため、ISO9001、14001の認証取得を主観点に加算する。

〔等級区分評点について〕

等級区分評点 = 経営事項審査点数(P点) + 地元点(100点) + 福祉点(8点) + ISO点(4~12点)

- (1) 地元点
大阪府の区域内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条の主たる営業所を置く者
100点
- (2) 福祉点
雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する労働者をいう。以下同じ。)の数が、雇用する労働者の数(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する労働者の数をいう。)に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に定める障害者雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。)以上である者 8点
- (3) ISO点(平成18年度から適用)
次のイからハに掲げる者 当該イからハまでに掲げる点数
イ 府が発注する工事請負契約に係る業務を担当する本店、支店又は営業所等(以下「担当本店等」という。)についてISO9001:2000(以下「ISO9001」という。)の認証(参加を希望する工事種別に係るものに限る。以下同じ。)を財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関(以下 これらを「JAB等」という。)から受けている者(ハに掲げる者を除く。) 8点(当該認証取得後、更新を受けていない者にあつては4点)
ロ 担当本店等についてISO14001:1996又はISO14001:2004(以下これらを「ISO14001」という。)の認証をJAB等から受けている者(ハに掲げる者を除く。) 8点(当該認証取得後、更新を受けていない者にあつては4点)
ハ 担当本店等についてISO9001及びISO14001の認証をいずれも取得している者 12点(ISO9001又はISO14001の認証取得後、いずれか一方の認証の更新を受けていない場合にあつては 10点、ISO9001及びISO14001の認証取得後、いずれも認証の更新を受けていない場合にあつては 6点)